

「海外出張における国際航空券等手配業務」の調達に係る 業務請負先の公募について

標記の件について以下のとおり公告する。
令和6年4月16日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
財務部長 後藤 稔

記

1. 目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)における海外出張に係る航空運賃の請求にあつては、出張者が特定の部署及び特定の役職員に限定されることから見積徴収の事務負担や航空運賃の立替払いの負担軽減のため、航空券の発券業務を強く要請され、調達・管理課が公募を行い、履行业者を選定し、外国出張は、この履行业者による見積比較を行い、最も安価な航空運賃を提示した者に航空券の発券を依頼し、手数料を含む航空運賃を機構より直接支払うこととしている。

今般、契約期間が満了することに伴い新たに公募を行い、海外出張における国際航空券等手配業務指定業者を選定するもの。

2. 調達する業務

①国際航空券等手配業務

出張部署の手配航空券の見積依頼により見積書を提出し、最も安価な見積書を提出した履行业者が、海外出張に必要な国際航空券に係る航空運賃(付加費用を含む)について、発券を行った旅行代理店が立替えた後、機構あてに直接請求し、発券手数料と併せて機構が支払を行う。

②その他上記に付帯する業務

必要に応じて、旅程案の提示、査証取得、現地移動交通手段(鉄道、船)等の手配を行う。

③海外出張に伴う役務の手配業務

必要に応じて外国出張においてアテンド、通訳、現地移動車両の借り上げなどの役務が発生した場合の手配を行う。(見積競争とし消費税込み100万円を上限)

3. 契約期間

令和6年6月6日(予定)～令和7年3月31日

但し、本契約における発券業務は令和6年7月1日以降に依頼する比較見積の搭乗便より令和7年3月31日発券分までとする。

なお、業務に問題がなく競争が担保されると機構が判断した場合には、同様の約定のもと契約期間満了日より2年を上限に指定期間を延長する。

4. 応募要件

以下に示す要件を満たし証する者であること。詳細にあつては仕様書、公募要領に記載のとおり。

【1】基本事項

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領※(以下「要領」という。)第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。※要領については、次の機構HPを参照。

<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>

(2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規定(規定22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

(3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等:(310 運送)または、役務の提供等:(315 その他)」の「A」、「B」または、「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 担当する部署での直近3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)までの業務渡航取扱い実績を有すること。

うち、官公庁、独立行政法人における業務渡航取扱い実績を併せて記載する(必須)

※ここでいう官公庁とは、国及び地方自治体の行政機関を独立行政法人とは、独立行政法人通則法に基づき設立される法人をそれぞれ指す。

(5) 航空券を始めとした各種費用の売掛払いに対応ができること。

(6) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。

(7) 官公庁等からの指名停止措置を受けていない者であること。

(8) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

(9) 過去3年以内に旅行業法に基づく業務改善命令、業務停止又は登録の取り消しの処分を受けていない者であること。

(10) 公募説明書および仕様書の交付を交付場所にて受けている者及び公募公告並びにこの説明書に定めた要件を満たす者であること。

(11) 令和6年5月10日(金)に開催予定の公募説明会に参加していること。

【2】許認可等

① 旅行業法に定める第1種旅行業者の登録者であること。

② 全国旅行業協会又は日本旅行業協会の登録を有すること。

③ 窓口となる営業所等に総合旅行業務取扱管理者の有資格者を在籍させていること。

④ プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制

度)のいずれかの認証を受けていること。

【3】実施体制等

- ①機構本部及び関東本部ほか地域本部(北海道・東北・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州)において業務を発注することも想定した受注体制が整っていること。
- ②担当となる者は、海外航空券の手配業務(手配端末等の操作業務)3年以上の経験を有すること。
- ③担当となる者は、日本語でのコミュニケーションが可能であること。
- ④緊急時に連絡、対応が行える営業時間外窓口(担当者)の配置をしていること。
- ⑤天災その他緊急を要する事由により、渡航先での航空券等の変更が発生した際の対応が可能であること。

5. 業者選定方法等

前項の4. に示した応募要件を満たし、証することを記載した「公募参加資格証明書」において全ての要件を満たすことを調達・管理課において確認した者全てを国際航空券等手配業務指定業者として選定する。

なお、本業務は採択された複数の旅行代理店に対し、国際航空券の発生の都度、各社より徴収する比較見積書において最も安価な見積を提示した者に業務を依頼するため、定量的な受注を担保するものではない。

6. スケジュール

令和6年4月16日(火): 公募公告

令和6年5月10日(金): 業務説明会(午後2時より)

令和6年5月15日(水): 質問書締切・競争参加資格申請締切(正午まで)

令和6年5月17日(金): 質問書回答(説明会出席者へメールにて配信)

令和6年5月24日(金): 応募書類受付開始

令和6年6月 3日(月): 応募書類提出期限(正午まで)

令和6年6月 5日(水): 書面審査により、履行業者決定

令和6年6月 6日(木): 契約締結(予定)

令和6年6月下旬: 国際航空券発注手続きに係る関係部署ガイダンス

令和6年7月 1日(月): ガイダンス終了後より取扱開始

7. 公募説明会開催日時等

(1)開催日時: 令和6年5月10日(金) 14:00(於機構入札室)

(2)開催場所: 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号(虎ノ門37森ビル2F)

※準備等の都合上、公募説明書等の交付及び事前連絡がない者は説明会に参加できない。

※説明会に参加希望の場合は、8. 記載の担当者へ e メールにて、①社名、②参加人数、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ送信し、電話にて受信確認を

すること。

受付期限 令和6年5月9日(木) 16:00

8. その他

<公募説明書等の交付並びに問い合わせ先>

中小機構 財務部 調達・管理課（井上）

東京都港区虎ノ門3丁目5番1号(虎ノ門37森ビル)

電話03-5470-1507

e-mail chotatsu@smrj.go.jp